

## 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給交付要綱の改正の要点について (令和3年3月8日施行)

### 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給要綱の改正

#### 1 趣旨

本県では、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金を事業者からの委任に基づく取扱金融機関からの交付申請により、直接、県から事業者支払（振込）を実施しておりますが、利子補給件数が当初の想定を大きく上回る1万件を超える処理件数となっております。

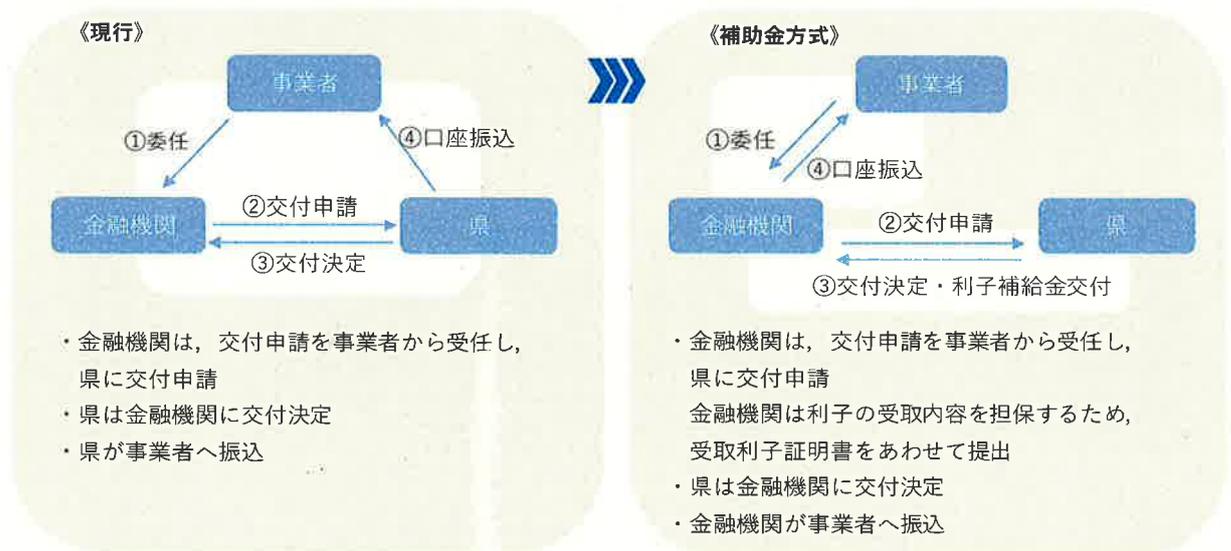
また、全国的には、金融機関が県から補助を受けて利子補給金を振り込む「金融機関払い（補助金方式）」が大勢となっております。

こうした状況を踏まえ、県では、次期（R2下期）利子補給から、補助金方式に変更を行うため、利子補給要綱の改正を行うもの。

#### 2 改正内容

- (1) 利子補給金の直接払い（県から事業者へ支払い）から金融機関払い（補助金方式）へ変更を行うもの。

#### ■ 補助金方式（下図右側参照）



- ① 現行と同様、事業者は交付申請に係る委任状を金融機関に提出し、金融機関はこれを受任します。
  - ② 金融機関は、受け取った利子に相当する額を県に交付申請（受取利子証明書も添付）していただきます。
  - ③ 県は、金融機関に交付決定するとともに、決定した利子相当額をすみやかに金融機関に交付します。
  - ④ 各金融機関から、事業者へ利子相当額を振り込んでいただきます。
- ※事後に利子相当額に変更が生じた場合は、県と協議の上、精算手続きを行います。
- ※事業者への利子相当額振り込み後、県は金融機関に事務費補助金（後述）を交付します。

(2) 利子補給金事務費補助金の創設

利子補給金の補助金方式への変更により、金融機関を対象とする利子補給金事務補助金を創設します。

なお、補助対象経費、補助金額等は、令和3年度予算成立後、別途通知いたします。